

# PREVENTION No.352

2023年4月20日開催

## アルコール依存症と運転免許

角南 隆史(佐賀県医療センター好生館)

わが国の依存症専門医療機関で行われてきたアルコール依存症の治療目標は、完全断酒が唯一の治療目標であった。そのため依存症専門医療機関には、有害な飲酒者や軽症のアルコール依存症者が自ら希望して受診に繋がる事例は少なく、重症のアルコール依存症者が困り果てた家族や職場の関係者に連れられて受診する事例が多かった。一方で、依存症専門医療機関で治療対象となっている患者は、アルコール依存症者の一部に過ぎないことが疫学調査で明らかになり、2014年に施行された「アルコール健康障害対策基本法」を背景に、わが国でも早期介入と治療ギャップの解消に向けた動きが急速に進むことになった。その中で2018年には「新アルコール・薬物使用障害の診断治療ガイドライン」が作成され、軽症アルコール依存症に対して断酒だけではなく減酒も治療目標として容認されるに至っている。

一方、運転免許については悲惨な事故が飲酒運転によって相次いで起こったことで、飲酒運転に対する厳罰化が進み、2014年の道路交通法改正では「自動車等の安全な運転に支障をおよぼすおそれがあり、運転免許の取り消しまたは停止の理由となる病気」を「一定の病気等」と位置付けて、その中には「アルコール中毒」の傷病名が含まれている。そして、運転免許の申請者が「アルコール中毒」に該当するかどうか調査が必要であると認める場合は、医師の診断書が求められるようになった。そしてアルコール依存症(F10.2)と診断された場合には、運転免許の取得には最低でも6か月以上断酒を継続していることの証明が診断書には求められている。

今回の研究会では、アルコール依存症の治療の変遷、道路交通法の中での飲酒運転対策とその変遷を辿りたい。